

報道関係者 各位

発表日	平成29年11月10日
照会先	九州厚生局健康福祉部 地域包括ケア推進課
課長	山内 強
推進官	岩佐 裕之
直通電話	092-432-6784

平成29年度第5回九州厚生局地域包括ケア市町村セミナー（開催案内）

厚生労働省九州厚生局は、平成29年11月30日（木）に、地域包括ケアシステム構築の推進を図ることを目的として、市町村の担当職員等を対象に、平成29年度第5回九州厚生局地域包括ケア市町村セミナーを下記のとおり開催します。

記

- 開催日時： 平成29年11月30日（木） 13時00分～17時00分
- 開催場所： 沖縄県庁4階・講堂
（那覇市泉崎1-2-2）
- テーマ： 在宅医療・介護連携に市町村はどう取り組むべきか
- ねらい： 在宅医療・介護連携推進事業は、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が実施主体となり、郡市区医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進することとし、平成30年4月までに全ての市町村で実施することとしている。
今回、市町村が主体となって地域における様々な社会資源等を有効に活用し、課題解決に向けた取り組みを行っている事例報告を中心に紹介し、取り組むべき課題を整理、検討を行う。
- 対象者： 市町村職員等
（県庁職員等の傍聴可）
- プログラム概要
①開会挨拶 13:00～13:10【九州厚生局健康福祉部長】

- ②行政説明 13:10～13:40【厚生労働省老健局総務課】
- ③事例報告 13:40～14:20【宮崎県日南市】
「宮崎県日南市における在宅医療・介護連携推進事業
～Sunオリーブによる多職種連携事業の取組～」
- ④事例報告 14:20～14:50【沖縄県宜野座村】
「在宅医療を共に支える「我った一むら」
～自分らしくおえるために～」
(生える・老える・終える)
- ⑤事例報告 15:00～15:30【沖縄県恩納村】
「沖縄県中部地区における在宅医療介護連携推進事業の取組み
～保険者・市町村の役割とは・・・～」
- ⑥グループ討議 15:40～16:50
- ⑦連絡事項 16:50～17:00

7. 取材にあたっての注意事項

- (1) 原則として、別紙1の「取材申込書」を事前に九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課まで提出してください。
- (2) 当日の取材にあたっては、別紙2の「取材注意事項」に留意してください。

【参考】

○地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」をいいます。

○在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業は、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が実施主体となり、郡市区医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進するものです。なお事業項目は以下の8つに分類され、平成30年4月までに全ての項目を全市町村で実施するよう求められています。

※在宅医療・介護連携推進事業の事業項目（ア）～（ク）

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携